

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第59号)
(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)

焼骨を埋蔵するための施設として、京都市深草墓園に新たに樹木型納骨施設を設置するとともに、納骨堂について使用資格を本市の区域内に住所を有していた個人等にも認めること及び使用料の適正化を図る必要があるため、必要な事項を定め、また、その他事項を整備することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、樹木型納骨施設に関する規定は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第59号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「はかる」を「図る」に改め、「収蔵」の右に「又は埋蔵」を加え、「する」を「の用に供する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 京都市深草墓園（以下「墓園」という。）には、次に掲げる施設を置く。

- (1) 納骨堂
- (2) 樹木型納骨施設

第2条第1項中「京都市深草墓園（以下「墓園」という。）」を「墓園」に改める。

第3条第1項中「短期納骨及び永年納骨」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納骨堂 短期納骨及び永年納骨
- (2) 樹木型納骨施設 永年納骨

第4条を次のように改める。

(使用資格)

第4条 墓園を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する個人（祭祀を主宰する者に限る。次号において同じ。）
- (2) 本市の区域内に住所を有しない個人で、次に掲げる者
 - ア 本市の区域内に住所を有していたことがある者
 - イ 次に掲げる者の納骨をしようとする者
 - (ア) 本市の区域内に住所を有していたことがある者
 - (イ) 死亡時に本市又は旧京北町の区域内に住所を有していた者
- (3) その他市長が特別の理由があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、自己の死亡後の焼骨の埋蔵を目的として樹木型納骨施設を使用すること（以下「生前予約使用」という。）ができる。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に住所を有していたことがある者

(3) その他市長が特別の理由があると認める者

第5条の見出しを「(納骨堂の使用の許可)」に改め、同条中「納骨しよう」を「納骨堂を使用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第1項中「前条の規定により許可を受けた者」を「使用者」に、「納骨料」を「使用料」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「納骨料」を「納骨堂の使用料」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 前条第2項の規定による記名の申込みを行った者は、1体につき20,000円の記名料を納入しなければならない。

4 納骨堂の使用料は第5条の規定による許可の際に、樹木型納骨施設の使用料及び記名料は市長が定める日までに、それぞれ納入しなければならない。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、同条を第13条とする。

第6条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

(使用料等の還付)

第10条 既納の使用料及び記名料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 墓園を使用する権利(以下「使用権」という。)は、使用者の死亡により承継される場合を除き、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。ただし、やむを得ない事情により親族又は縁故者に使用権を譲渡することについて市長の許可を受けたときは、この限りでない。

第5条の次に次の3条を加える。

(樹木型納骨施設の使用の許可等)

第6条 樹木型納骨施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、別に定めるところにより、樹木型納骨施設を使用する者を募集するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、募集の条件を定めることができる。

- 3 樹木型納骨施設の使用の申込みは、募集の都度、1体につき1件に限るものとする。
- 4 市長は、前項の申込みの件数が、募集の件数を超えるときは、抽選により当選した者に対し、樹木型納骨施設の使用の許可をするものとする。

(使用制限等)

第7条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓園の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条又は前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく市長又は指定管理者の処分に違反したとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(納骨の方法等)

第8条 使用者は、墓園に納骨をするときは、指定管理者の指示に従い、これを行わなければならない。

- 2 樹木型納骨施設に納骨をしようとする者は、樹木型納骨施設への記名を指定管理者に申し込むことができる。
- 別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区 分		使 用 料 （ 1 体 に つ き ）	
		市 内	市 外
納 骨 堂	短 期 納 骨	円 12,000	円 24,000
	永 年 納 骨	20,000	40,000
樹 木 型 納 骨 施 設		180,000	360,000

備考 市内の欄は次のいずれかに該当する場合について、市外の欄は次のいずれにも該当しない場合について、それぞれ適用する。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者が納骨する場合
- (2) 死亡時に本市又は旧京北町の区域内に住所を有していた者の納骨をする場合
- (3) 本市の区域内に住所を有する者が生前予約使用をする場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、樹木型納骨施設に関する部分は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請及び同日前に焼骨の収蔵期間が満了する短期納骨について引き続き納骨を行うためにした平成30年5月1日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)